

水道料金・下水道使用料が変わります

10月1日から消費税率が8%から10%に改正されます。

これに伴い、農村下水道使用料については、10月請求分から変更します。

なお、水道料金・公共下水道使用料については、水道メーターの検針により料金・使用料を算定することから令和2年1月請求分(12月検針分)以降の水道料金・公共下水道使用料から変更します。

ご理解いただけますようお願いいたします。

●奇数月検針地区

11月検針(10月-11月分) … 消費税率8%
1月検針(12月-1月分) … 消費税率10%

●偶数月検針地区

10月検針(9月-10月分) … 消費税率8%
12月検針(11月-12月分) … 消費税率10%

◆問い合わせ先 上下水道課

下水道担当
☎0748-521-6576
☎0748-521-6579

あなたの意思を伝えておきますか？

10月は、臓器移植普及推進月間です

臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった場合に、人の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

現在、臓器移植待ち患者1万4千人のうち、1年間で移植を受けられる人は、わずか2%といわれています。

もしものとき、臓器移植により誰かの



命を救えるかもしれないし、助けられようかもしれない。一人ひとりが臓器提供について家族と話し、意思を伝えておきますか。

※臓器移植に関するお問い合わせ先は、

(公社) 日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル 0120-78-11069
<http://www.jotnw.or.jp>

◆問い合わせ先 保健センター

☎0748-521-6574

「これがわが家の当たり前」

キャッチフレーズコンクール

男性と女性が対等なパートナーとして社会に参画する「男女共同参画社会」の実現を目指すことを目的にキャッチフレーズコンクールを実施します。

男女に関わらず個性や能力を活かしていると感じる出来事や実際には上手くいかない失敗談なども含め、「これがわが家の当たり前」となっている様子がわかるものを「15字〜30字」の標語や川柳、俳句などのキャッチフレーズにして応募してください。

応募資格

町内在住、または日野町に通勤、通学している人

応募方法

①応募用紙を郵送、FAXまたは持参
②メールで応募
③QRコードから応募



【必要事項】

- ・応募者氏名・住所・電話番号
- ・応募区分(小・中学生の部)
- (一般の部)
- ・応募作品

応募締切

10月31日(木)

賞品

入賞者には、賞状と副賞(図書券)を贈呈します。

応募規定

・入賞作品は、広報ひの及び町のホームページ等で公表します。

・作品については、未発表のものに限りです。

応募・問い合わせ先

日野町企画振興課企画人権担当
TEL 0748-521-6576
日野町河原一丁目1番地
TEL 0748-521-6552
FAX 0748-521-2043
E-mail kikaku@town.shiga-hino.lg.jp

- 【昨年度(川柳) 最優秀作品】
- ・男うしん 女うしんより
- 人間うしん
- ・認め合う 個性豊か
- 差別なく

年金生活者支援給付金制度が はじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

◎**老齢基礎年金を受給している方**
以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税である
- ・年金収入額とその他所得額の合計が年約88万円以下である

◎障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

次の要件を満たしている必要があります

- ・前年の所得額が約462万円以下である

■請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している方で対象となる方には、日本年金機構から請求

手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方は、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■**日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください**
日本年金機構や厚生労働省から、□座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めめることはありません。

◆問い合わせ先

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』
0570-0514092
(ナビダイヤル)



年金給付金 検索

請求手続きは
お早め!

みんなで支えあう 国民健康保険

65歳未満の非自発的失業者の国民健康保険税が 申請により軽減算定されます

雇用情勢が厳しいことを踏まえた離職者支援の一環として、国民健康保険税の一部（所得割）の軽減を実施しています。

での間、前年所得の給与所得を30%として算定し、負担軽減をはかります。ただし、世帯に属するそのほかの被保険者の所得は通常の額として算定します。

●対象者

①雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した方）

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に 11 12 21 22 31 32 の記載がある方

②特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した方）

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に 23 33 34 の記載がある方

※離職時点で65歳未満の方

※令和元年度については、平成30年3月31日以降に離職された方

●軽減算定の内容

離職日の翌日からその翌年度末まで

災害やその他特別な事情等により国民健康保険税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められることがあります。お早めにご相談ください。

●申請の方法

軽減を受けるには、申請が必要となりますので、雇用保険受給資格者証と国民健康保険被保険者証及び印鑑をご持参ください。

雇用保険受給資格者証を紛失された場合は、公共職業安定所（ハローワーク）で再交付を受けた後に申請をお願いします。

国民健康保険税 減免制度

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-5216584